

非核三原則の堅持を求める意見書

ウクライナへの軍事侵略を続けているロシアのプーチン大統領は、あからさまに核戦力による威嚇を行っている。これは、核兵器の不使用や廃絶に向けた国際社会の取組を踏みにじる行為として、断じて許すことはできない。

一方、こうした状況の中、国内では、日本の領域に米国の核兵器を配備し共同で運用する核シェアリング（共有）すべきという論調が出始めている。

我が国は、日本国憲法における平和主義の下、唯一の戦争被爆国として非核三原則を堅持すべき立場にあり、非人道的な核兵器の廃絶に向けてたゆまぬ努力を続けるべきである。

本市議会は、「核兵器の完全禁止を強く訴えるとともに非核三原則の堅持を政府に約束させ、将来にわたっていかなる核兵器、核関連部隊も本市内及びその周辺に配備、貯蔵を許さず、また通過航行も認めるべきではない。私たちは平和な社会の実現を願う全市民の声に耳を傾け、すべての核兵器が廃絶されるまで行動することを確認し、ここに本市を「非核平和都市」とすることを宣言する。」との決議を1983年3月に行っている。

よって、本市議会は、改めて、政府に対し、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		